

地域生活支援拠点等の整備に向けた考え方について

1 主旨

国においては、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援等のあり方が検討され、地域生活支援拠点等の整備の方針が示されている。

これを踏まえ、各自治体では、地域生活支援拠点等の整備が進められており、区においても、「せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年3月策定）」に「地域生活支援拠点等の機能の確保・実施」を施策として定め、取り組むこととしている。

今後、地域における障害者の自立支援を検討・協議している自立支援協議会を活用しながら、当事者や家族、事業者、基幹相談支援センター等関係機関の協力を得て、各地域と連携し、地域の実情を反映させた地域生活支援拠点の構築に向けて検討を進める。

2 地域生活支援拠点等の整備の必要性

障害者の高齢化・重度化、親亡き後の生活の安心を見据え、障害者や障害児の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者や障害児が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための支援の仕組みを構築する必要がある。

そのためには、障害当事者や家族、障害者団体等の意見からも、緊急時の相談支援や受入対応等が喫緊の課題であることから、国の拠点等の整備に係る方針を踏まえ、世田谷区の地域特性にあった拠点等の整備を目指すことが重要となる。

3 地域生活支援拠点等の概要（別紙1）

（1）求められる機能

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門人材の確保・育成
- ⑤地域の体制づくり

（2）整備手法

- ①多機能拠点整備型（機能を1つの拠点に集約）
- ②面的整備型（機能を持つ事業所が連携）

※拠点等の機能として想定される区内の施設・事業所等の現状は、3頁【参考】のとおり

4 現状及び課題等

（1）障害当事者や家族、障害者団体、地域保健福祉審議会等の主な意見等

- ・急な困り事でも対応してくれる緊急短期入所施設を確実に利用できる仕組みを整備してほしい。
- ・家族や支援者が一時的に介護できない場合、相談にワンストップで対応し、サポートしてもらえるコーディネーターが必要と思う。
- ・自ら意思表示ができない知的障害者等を、地域で見守る体制づくりが必要ではないか。

(2) 現状及び課題

上記(1)を踏まえ、自立支援協議会を中心に検討を進めているが、現状及び課題については、次のとおりである。

- ・相談支援事業所や短期入所施設、障害者グループホーム、日中活動系サービスの整備状況をみると、量的には不足する面はあるものの、国が示す拠点等の5機能を構成する要素は、一定程度揃ってきていると言える。
- ・親亡き後の障害者本人・家族等の安心のために、新たに機能の付加や強化が必要な部分や、コーディネーター機能のあり方に関する課題が残されているほか、全体として「見える化」できていない面もある。このため、拠点等の機能や担い手の「見える化」及び「機能の付加・強化」、「コーディネーター機能の確保」等について検討する必要がある。
- ・短期入所施設では、介護者の緊急時に一時的に預かる機能はあるものの、介護者のレスパイト等を目的とした計画的な利用が中心になっていて、空室確保や柔軟な対応が必要とされる緊急時の受入対応は難しい状況にある。
- ・地域障害者相談支援センター“ぽーと”や相談支援事業者では、複雑かつ困難なケースなど日常的な相談対応に追われていて、緊急相談が危惧されるような利用者を予め把握することや、問題が顕在化する前の対応等が課題となっている。

5 区における拠点等の整備に向けた考え方

- ・区では、人口規模や面積が大きく、また地域資源も多いことから、1つの拠点にすべてを集約して5つの機能を果たすことは難しい。このため、拠点等の整備にあたっては、基幹相談支援センターや地域障害者相談支援センターぽーと、障害福祉サービス事業所、関係機関、区等のネットワークが部分的に重なり合いながら、重層的な支援体制を形成する「面的整備型」による整備を進める。
- ・地域生活支援拠点の整備に必要な機能の確保にあたっては、既存のネットワークの仕組みを最大限に活用する。

6 検討の進め方

検討にあたり、地域の課題は基本的に地域で解決していくことが求められるため、地域が主体となって考え協力し合えるよう、次のとおり進める。

- ・自立支援協議会を中心に、学識経験者や当事者、家族、障害者団体、事業者等の関係機関の協力を得て、基幹相談支援センターや地域障害者相談支援センターと連携しながら検討を進める。
- ・地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会、障害者福祉団体連絡協議会等に対して検討状況を報告し、意見等を適宜反映させる。加えて、障害理解促進・差別解消・手話言語等の情報コミュニケーション等に関する条例に係る専門家会議の活用を図る。また、庁内においても、既存の障害者計画等検討委員会や部会等を活用する。

7 今後のスケジュール（予定）

令和3年	10月	専門家会議
	11月	地域保健福祉審議会
	12月	福祉保健常任委員会(検討状況報告)
		団体・事業者・関係機関等意見交換会
令和4年	1月～11月	専門家会議、地域保健福祉審議会等
	12月	福祉保健常任委員会(整備案報告)

【参考】拠点等の機能として想定される区内の施設・事業所等の現状

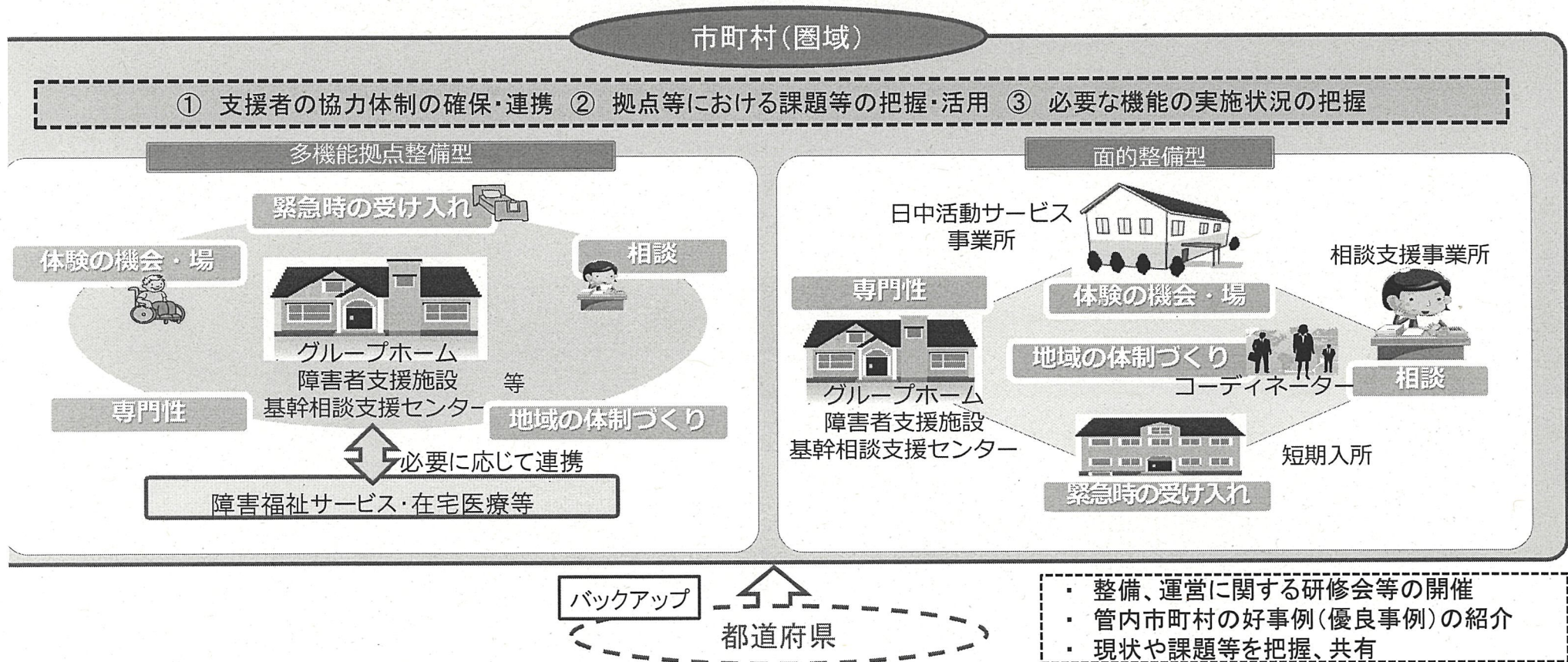
機能名	想定施設・事業所等	箇所数
相談	あんしんすこやかセンター	28 箇所
	相談支援事業所	47 箇所
	地域障害者相談支援センター “ぽーと”	各地域 1 箇所
	総合支所保健福祉センター	各地域 1 箇所
	基幹相談支援センター	1 箇所
緊急時の受入・対応	短期入所（なかまっち、東京リハビリテーションセンター世田谷を含む）	15 箇所
体験の機会・場	グループホーム	53 箇所
	日中活動系サービス事業所	103 箇所
	なかまっち、松原けやき寮	各 1 箇所
専門的人材の確保・育成	福祉人材育成・研修センター	1 箇所
	基幹相談支援センター	1 箇所
地域の体制づくり	自立支援協議会	1 箇所
	エリア自立支援協議会	各地域 1 箇所
	相談支援事業所	47 箇所
	基幹相談支援センター	1 箇所

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

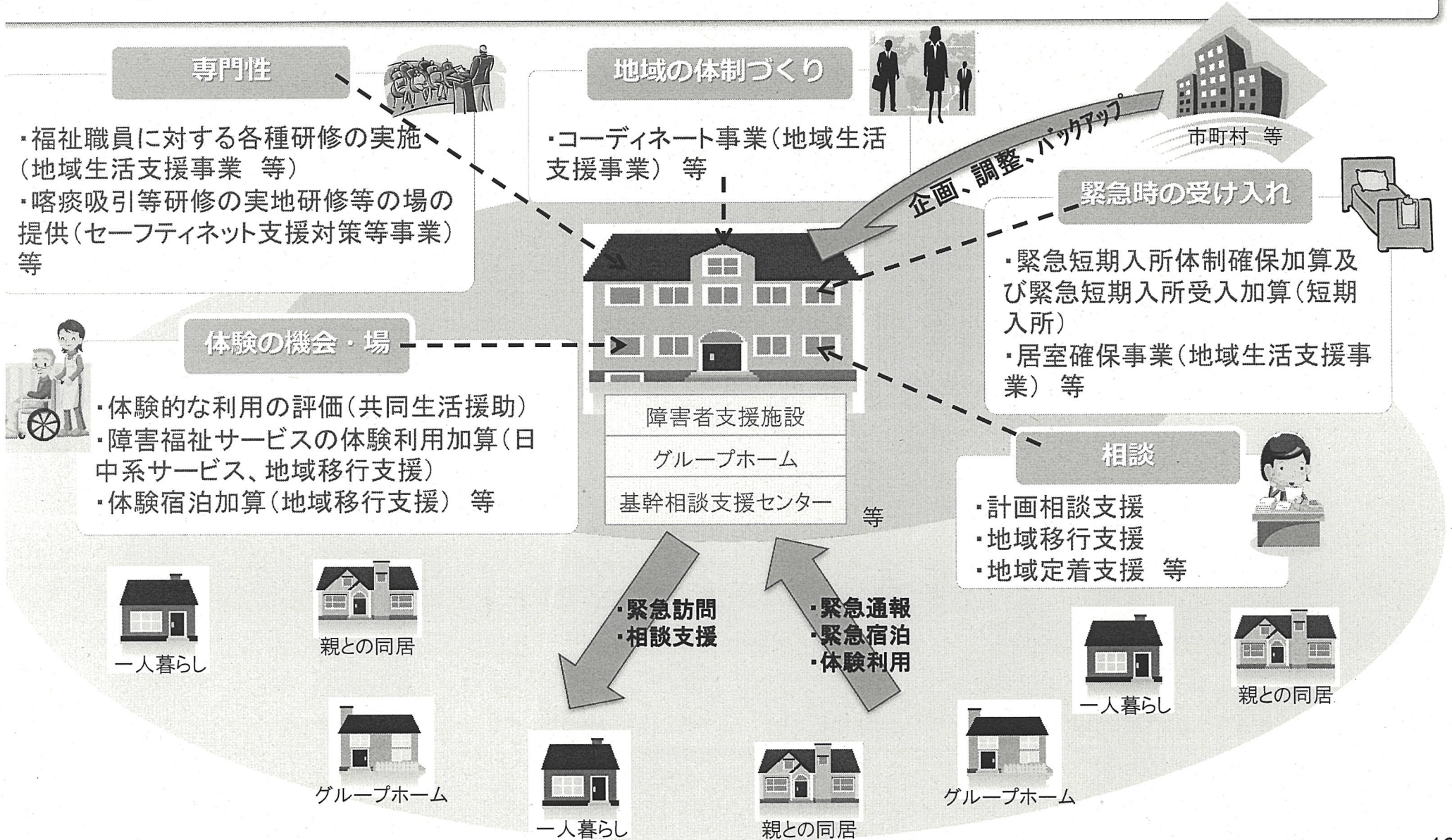
▶地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①: 居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。

